# 公安委員会会議録

開	催日時	自 午後 0時45分 令和6年7月24日(水)
	, , , ,	至 午後 4時24分
開	催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公安委員	弘永委員長 大田委員 今村委員

#### 第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 地域警察官を対象とした救急法実戦塾の開催結果地域部長から、

夏期における水難事故の発生に備え、現場に先着する地域警察官が適切な救護措置を図れるよう、知識・技能の習得、練度向上を目的として、実戦的な救急法訓練を毎年実施している。

- (1) 日時
  - 令和6年7月10日(水)午前10時から午後0時までの間
- (2) 場所
- 山口市阿知須「山口きらら博記念公園」月の海(3) 講師~3名

日本赤十字病院指定救急法指導員の資格を持った、教養課稲田上席術科師範は か、指定技能指導員の資格を持った教養課員2名

- (4) 訓練参加者~41名
  - 警察本部(8名)地域部長、地域企画課長、自動車警ら隊長、自動車警ら隊員等
  - 警察署(33名)
    県下16警察署地域課の交番、駐在所勤務員等
    参加者は救急法上級の資格保有者や、救急法の指導員に指定されている者、 海水浴場等を管轄する交番等の勤務員
- (5) 訓練内容
  - ・ ロープの結束要領
  - 救命浮環(ふかん)、スローロープの投てき要領
  - ・ ターニケット(止血帯)の使用要領
  - 警杖や毛布等を活用した簡易担架等の作成要領
  - 心臓マッサージやAEDを活用した心肺蘇生法
  - ・ 想定訓練として、海で溺れている設定で、地域警察官が現場へ直行し救命浮環、スローロープの活用により水難者の引き上げ、搬送後、心肺蘇生法を実施
- (6) 反響
  - ・ 以前、現場で救助活動をしたことがあるが、今回の事を学んでいれば、もっ

と良い対応ができていた。

・ 地域警察官が現場に一番に先着するので、人命救助を迅速的確にしなければ ならないという使命感を強く感じた。

## (7) 今後の活動

訓練参加者は、各警察署において指導的立場にあることを自覚し、訓練で修得した技能を反復練習して、各警察署においてフィードバック教養を実施することで警察全体の対処能力向上に努めていく。

#### 旨の説明があった。

大田委員から、「水難事故などに対する人命救助は、一刻一秒を争うこととなるので適切に対応しなければならない。教養機会をしっかり設け、多くの職員が救急法等を修得することは良いと思う。だれがいつ救助活動に携わるかわからないので、多くの警察官が対応できるよう、フィードバック教養にも力を入れてほしい。さらに、AEDがない場所であっても実施可能な心肺蘇生法など、しっかり身につける必要がある。」旨の発言があった。

今村委員から、「訓練に限ると思う。ターニケットの使用要領など、必要な技能を新たに取り入れていくことは大切である。地域警察官は現場に急行し、応援が来るまでの対応を行うと思うので、臨場感のある訓練が必要である。」旨の発言があった。

弘永委員長から、「自身もAEDの訓練を過去に行ったことがあるが、経験をしていることが大切であると思う。今回の訓練参加者は指導的立場として、警察署での教養に取り組んでほしい。ところで、各警察署においても訓練を実施しているのか。」旨の発言があり、地域部長から、「各警察署で訓練を実施することになっており、実施後は、警察本部へ報告がなされている。」旨の説明があった。

# 2 ゾーン30プラスの整備による効果検証結果

交通部長から、

ゾーン30プラスとは、警察が行う最高速度30km/hの区域規制(ゾーン30)と道路管理者が行う物理的デバイスの組合せにより、通学路を含む生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の構築を図るものであり、山口県初の取組として、令和6年4月10日から山口市大内地区で運用開始している。

(1) 設置場所及び物理的デバイス等

整備場所である山口市大内地区には、大内小学校があり多くの児童が通学している。さらに、大型商業施設に通じる道路があり、車両の通行量が多い。

- ・ 路面標示、看板 ゾーン30プラスの入り口に区域を示す表示を行っている。
- ハンプ路面を10cm程度盛り上げ、段差をつけることで、車両走行速度を抑制する。
- スムーズ横断歩道

ハンプの上に横断歩道を設置することで、車両走行速度の抑制効果に加え、児童が10cm程度高い場所を横断することで、運転者からの視認性を高めている。

- ・ 路側帯のカラー化・ 路側帯を視認しやすくしている。
- 狭さく

ストレートパイロンを設置し、部分的に道路の幅員を狭めることで、通行する 車両の速度を制限する。

# (2) 取締り

区域内における車両走行速度の抑制対策として、可搬式オービスによる取締りを 実施している。

# (3) 車両走行速度調査による効果検証

運用開始から3か月が経過したことから、整備前後の車両走行速度の状況などを 測定し、効果検証を行い、物理的デバイスの設置による一定の速度抑制効果を確認 した。

- ハンプ設置路線では、平均速度が32km/hから28km/h、30km/h
  を超過した車両の割合は、70%から25%にそれぞれ減少した。
- ・ スムーズ横断歩道付近では、交差点内であることから、平均速度は同程度であったものの、 $30 \, k \, m/h$  を超過した車両の割合は、 $50 \, \%$ から  $30 \, \%$ に減少した。

## (4) 反響

地域住民から、ハンプによる走行車両の減速など、物理的デバイスによる設置効果を実感しているといった意見や、学校関係者からは、児童の安全につながる整備を行ったことについて好意的な意見をいただいた。

# (5) 今後の方針

適宜検証を行いながら、継続的な取締りによる注意喚起や、安全運転意識の醸成を行っていく。

また、令和6年9月頃、新たに宇部市において、ゾーン30プラスを運用開始予定であり、今後も交通実態などを把握し、道路利用者等の合意形成を図りながら県下で取組を進めていきたい。

#### 旨の説明があった。

大田委員から、「交通安全対策は費用対効果だけで論じることはできないが、費用面も考える必要があり、当該施策の費用は相当高額と思う。宇部市の設置についても同様ではないか。今後も、維持管理費用を含め効果が高い施策をしっかり行ってほしい。ところで、生活道路の制限速度を30km/hにすることについても議論があると承知しているが、ゾーン30プラスとの兼ね合いは如何か。」旨の発言があり、交通部長から、「費用に関して、整備予定の宇部市も同様であるが、物理的デバイスは概ね道路管理者の負担となり、総額で数百万円と相当高額である。生活道路の制限速度との兼ね合いについて、幅員が狭く中央線のない狭い道路は30km/hに制限されていくと思う。今回のゾーン30プラスについては、児童や高齢者が多く通行する必要な場所に、区域全体を差別化した対策として実施していくものである。」旨の説明があった。

今村委員から、「生活道路の制限速度 3.0~k~m/h と併せて、区域規制は必要だと思った。今回のゾーン 3.0 プラスの区域を実際に走行してみたが、ハンプの効果は特に高いと感じた。3.0~k~m/h を超過した車両の割合が大幅に減少した理由も納得できる。」旨の発言があった。

弘永委員長から、「運転者に対し視覚的に訴えることは効果的であると思う。費用的な課題もあると思うが、県下で区域規制が増えていくと良いと思うので、引き続き取り組んでほしい。」旨の発言があった。

# 第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

## 1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理課長から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞への出席者2人からの聴取結果について報告を受けるとともに、処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。欠席者15人については、運転管理課長から処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。

(2) 審査請求に係る弁明書の作成

運転管理課長から、6月19日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を 決定し、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受 け、決裁した。

(3) 意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理課長から、令和6年8月7日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者 の指名について説明を受け、決裁した。

(4) 審査請求に係る弁明書の作成

公安委員会会務官から、6月19日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を決定し、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受け、決裁した。

(5) 公安委員会宛て文書への対応方針

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた文書2件について対応方針の 説明を受け、決裁した。

(6) 苦情の申出の受理

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出3件について要旨 の説明を受け、決裁した。

(7) 審査請求の受理

運転免許課長から、7月1日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を 受理した旨の説明を受け、決裁した。

(8) 警察職員の派遣に係る援助要求

自動車警ら隊長から、石川県公安委員会からの令和6年能登半島地震に伴う部隊派 遣に係る援助要求に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

(9) 審査請求に係る資料の閲覧請求

交通規制課長から、1月17日に受理の報告を受けた審査請求について、対応方針を決定し、審査請求人に対して開示可能物件を閲覧する旨の説明を受け、決裁した。

(10) 駐車場法施行令に基づく協議

交通規制課長から、駐車場法施行令に基づく協議について説明を受け、決裁した。

(11) 犯罪被害者等給付金の申請受理

警察県民課長から、7月3日付で受付けた犯罪被害者等給付金の申請について報告を受け、決裁した。

- (12) 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正 企画室長から、連絡所廃止に伴う連絡所の位置の表記の整理等により、公安委員会 告示を改正する旨の説明を受け、決裁した。
- (13) 令和6年度留置施設実地監査実施計画 留置管理課長から、令和6年度における留置施設実地監査の実施計画について説 明を受け、決裁した。
- (14) 警察職員の派遣に係る援助要求

警備課長から、広島県公安委員会からの広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式に伴う警備諸対策に係る援助要求に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

## 2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理課長から、6月中の運転管理課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、運転免許課長から、6月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、6月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、生活安全企画課長から、6月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画課長から、6月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、6月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課長から、6月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課長から、6月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 業務報告

本部長から、令和6年度上半期の業績目標について、報告を受けた。

(3) 運転免許課関係業務説明

運転免許課長から、運転免許課関係業務について、説明を受けた。

(4) 認知症サポーター養成講座の実施状況

運転免許課長から、認知症サポーター養成講座の実施状況について、報告を受けた。

(5) 第71回全日本社会人レスリング選手権大会の出場結果

自動車警ら隊長から、自動車警ら隊員の「第71回全日本社会人レスリング選手権 大会」への出場結果について、報告を受けた。

(6) 令和6年6月県議会定例会の開催状況

総務課長から、令和6年6月山口県議会定例会における警察関係の議案や質問・答 弁の状況について、報告を受けた。

(7) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、6月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(8) 監察関係業務報告

監察官室長から、6月中の警察本部長宛てになされた苦情の処理状況等及び訴訟 事案について、監察官から、令和6年度第1四半期の監察実施結果及び6月中の非違 事案について、それぞれ報告を受けた。

# 第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。

#### 第4 その他

第2の1の(4)は、弘永委員長及び大田委員により決裁した。